

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成25年3月25日(月)

開会 9時30分

閉会 11時27分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、丹保健一委員、前田光久委員、柏木康恵委員
真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長 小野芳孝、次長(教職員・施設担当) 信田信行

次長(学習支援担当) 白鳥綱重、次長(育成支援・社会教育担当) 野村浩

次長(研修担当) 西口晶子

教育総務課 課長 荒木敏之、教育改革推進監 加藤幸弘、副課長 寺和奈

教職員課 課長 木平芳定、副課長 眞崎俊明、副課長 橘泰平

副課長 山本健次、主幹 小宮敬徳、主査 山下健康

福利・給与課 課長 福本悦蔵、副課長 堀内英樹

高校教育課 課長 倉田裕司、副課長 松岡泰之、指導主事 脇谷明美

社会教育・文化財保護課 課長 野原宏司、副課長 辻喜嗣

副課長 竹内英昭、主査兼社会教育主事 辻村勝彦

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第53号 「県立高等学校活性化計画」(案)について	原案可決
議案第54号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第55号 職員の人事異動(事務局)について	原案可決
議案第56号 職員の人事異動(県立学校)について	原案可決
議案第57号 職員の人事異動(市町立小中学校)について	原案可決
議案第58号 専決処分の承認について	原案可決
議案第59号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決

議案第60号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第61号 平成26年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針(案)について	原案可決
議案第62号 三重県指定文化財の指定について	原案可決
議案第63号 三重県文化財保護審議会委員の任免について	原案可決
議案第64号 三重県社会教育委員の任免について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告1 平成25年度事務局職員の人事異動報告について
- 報告2 平成25年度県立学校教職員の人事異動報告について
- 報告3 平成25年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項(平成25年3月14日開催)の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

柏木委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第55号から議案第58号及び報告1から報告3は人事案件であるため、議案第61号は平成25年度入学者選抜実施中であるため、議案第62号から議案第64号は内容に個人情報を含むため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第53号、54号、59号、60号を審議したあと、非公開の議案第61号から議案第64号及び議案第58号を審議し、そのあと、議案第55号から議案第57号を審議し、報告1から報告3の報告を受ける順番とすることを承認する。

・審議事項

議案第53号 「県立高等学校活性化計画」(案)について (公開)

(荒木教育総務課長説明)

議案第53号 「県立高等学校活性化計画」(案)について

「県立高等学校活性化計画」(案)について、別紙のとおり提案する。平成25年3月25日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 「県立高等学校活性化計画」(案)については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

説明については、担当推進監が行います。

(加藤幸弘教育改革推進監)

冊子を資料として付けております。この活性化計画については、これまでも何度か途中の策定過程の段階においてご報告申し上げていたところであり、2月15日の定例会におきましても、以前に行いましたパブリックコメントを踏まえた最終案についてご報告をさせていただきました。

その後、本日、このお示ししているものですが、2月15日のものと全く同じ内容になっております。この間、県議会の教育警察常任委員会がございまして、そこで県議会からもご意見等をいただきました。その中では、例えば特別支援教育に関して、今後、総合的な推進計画を策定していくことを本計画の中に記述しておりますが、その中においては、発達障がいのある子どもたちへの対応をしっかりと盛り込む必要があるというようなご意見、あるいはご質問等をいただいておりますが、内容について修正をしなければならないことはなかったと考えまして、前回、こちらで見ていただいたものと同じものでございます。

なお、これにつきまして承認をいただきました場合、その後、ホームページ等で公表していくとともに、すべての高等学校、中学校に送付をしながら、また、校長会等を通じて周知をするとともに、教育委員会の中の関係各課、また高等学校等と一体になりながら、本計画の内容の実現に努めてまいりたいと思っております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

委員長

今、ご説明がございました。一応2月15日に議論したことと内容的には同じだということで、県議会の意見も特別支援の中で発達障がいについて対応するようという意見が主なものであったということでありましたが、議案第53号についてはいかがでしょうか。

いろいろと、これが今後の特別支援も県立学校のあり方も含めての基本的な考え方になるという位置づけでよろしいですか。

教育改革推進監

これは上位計画として三重県教育ビジョンがございまして、基本的な、すべての学校で取り組むべき、例えば生徒指導であるとか、そういったことについては、そちらの計画を踏まえながら、特に高等学校を活性化していくうえで重要な視点を今回示させていただきますので、これに従って今後、高等学校の活性化を進めていくと思っております。

委員長

という位置づけだということになりますか。
いかがでしょうか。

教育長

これで活性化計画を決定していただくことになりますので、特にこの点はどうかというところがあれば、この場で言うていただければと思います。

委員長

特に活性化のために高等学校の統合を図っていかざるを得ないだろうということですが、前回、私たちも名張桔梗丘高等学校と名張西高等学校を実際見せていただきながら、活性化についていろいろ議論をしてきたわけでありましたが、その後の特に伊賀地域での動きについては何かございますか。

教育改革推進監

一般の県民の方から2件ほどお電話がありまして、その意味や今後のこと等についてのお問い合わせ等がありました。

それ以外に地域の特に新しい学校、名張西高校のほうに置いていくということで決定いただいたわけですが、置かれたいほうの地域、名張桔梗丘高校の地元の地域の方からは、経緯について詳しく説明してもらいたいということがございまして、私ども、地域へ出向いて説明させていただいたところですが、さらに詳しい説明を聞きたいというようなことで、やり取りをさせていただいている状況です。

【質疑】

委員長

ということですが、いかがでしょうか。
今後も丁寧な地元への説明はやっていただきたいと思いますね。
どうぞ、前田委員。

前田委員

人口の移動とか少子化は今起きているわけで、学校が従来どおりの場所で運営できていかないという事情はよく分かりました。先ほどの説明でもありましたが、やっぱりそこにあり得る不利益を被る方は当然出てくるかと思しますので、一番私が大切なのは、先ほど委員長もおっしゃられたように、きちっとした説明ができるかどうかというところがキーポイント、それしかないと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

いかがでしょうか。では柏木委員、どうぞ。

柏木委員

私も県議会の意見と同じく、特別支援教育について、やはり小中学校では厚くいろんなところで子どもたちの発達障がいの方を見られているんですが、高校ですと、入学試験、選抜とかありまして、中学校と高校の連携がなかなか取れないように見受けられます。そういうところで子どもたちがつまづかないように高校、そして、その次の大学というふうにちゃんと教育できるように、ただ単に高等学校においてというだけではなくて、小中との連携というものに力を入れて子どもたちを見守っていただきたいと

いうことを思いました。

また、高校というと、子どもたちはいろんな選択の幅を広げながら、通学時間もかけながら選んでいけるということで、より良い学習という面からは、そういう統廃合も必要不可欠じゃないかと思っておりますので、理解を得ながらしていただきたいと思います。

委員長

ありがとうございました。

次長（学習支援担当）

今、特別支援のお話をいただいたので、状況だけ簡単にご説明します。今、特に柏木委員にご指摘いただきましたとおり、特に中学校から高校への接続、特に特別な支援を必要とする子どもたちについての支援情報が円滑に引き継がれていないのではないかと問題意識を持っております。本年度はその引継を円滑に行うためのツールとして、いわゆる「パーソナルカルテ」という名称のものです。ツールを開発して、それによって中学校から高校への引き継ぎや、さらに早い段階から、幼稚園あるいは就学前の段階からそういった情報が引き継がれるような支援を展開していきたいと考えています。

また、高校単独で言いますと、特に発達障がいへの支援のために「発達障がい支援員」という方を配置をして、今年度は3人なのですが、来年度はさらに5人の増員態勢で、特に高校における発達障がいへの対応についての理解促進、あるいは情報の円滑な引継ぎに留意して、引き続き取組を進めていきたいと考えているところです。

委員長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。丹保委員よろしいですか。

丹保委員

これまで言ってもらったので分かりました。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

議案第54号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案（公開）

（木平教職員課長説明）

議案第54号 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年3月25日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページ以降が、事務局組織規則の一部を改正する規則案ですが、9ページ以降の要綱と新旧対照表で説明をさせていただきます。

この組織規則ですが、元々は地方教育行政法の規定に基づいて事務局の内部組織と事務分掌と職制等について定めております。

今回の改正理由としましては、組織についての所要の改正を行うことに伴い、一部を改正させていただきたいというものです。

主な改正内容ですが、本庁各課の名称、分掌事務を規定する。それから、課の中に今グループを置いています、それを「班」に改めるということと、それに連動して新たな職として、本庁に「課長補佐」「班長」「班長代理」、地域機関に「課長代理」を設置し、人材の育成とチェック機能の強化を図りたいというものです。

(4)の職ですが、「子ども安全対策監」を新たに設置し、いじめ問題等の解消、それと、学校・市町教育委員会の早期対応の支援、あわせて、いじめ・体罰等により児童生徒への専門的な支援が必要な場合に、関係課と連携した取組を進めたいというものです。その他の分については、附則のほうで改正をさせていただきます。

11ページをご覧ください。目次の第1章で総則、第2章で本庁の組織と分掌事務、第3章で地域機関の組織、第4章で職制となっています。具体の改正については、上段が改正案で、下段が現行です。

第4条の内部組織ということで、現行の下段を見ていただきますと、「本庁の事務を処理するために課を置く。」という規定のみでして、これまではこの規則を受けて教育長決裁を受けて課を設置するという形でしたが、従前はこの組織規則で課も規定していましたが、今回、事務局も知事部局と同様にすることによって、きちっと組織規則のほうで課の名称を定めさせていただきたいということで、教育総務課以下、14号の研修推進課までを、ここで規定をするものです。

それから、第4条の3ですが、班ということで、従前のグループを改めて班を設置させていただきたいというものです。

12ページの第5条以下が、各課の分掌事務ということで、下段を見ていただきますと、「本庁の分掌事務」ということで現行は1号から5号までで、副教育長、4人の次長の単位で大きくくりな形で分掌事務を定めていたわけですが、規則上、課を設けることに伴い、それぞれの課の分掌事務を改めて規定をするものです。今、上段に書いてあります分掌事務は、現行の第5条の1号から5号に概ね規定していたものを、この際、改めて規定すべきは規定するというところで整理をさせていただきました。第6条が予算経理課、13ページの第7条が教職員課、14ページが福利・給与課ということで、各課の分掌事務を改めて定めさせていただこうとするものです。それが、18ページの18条まで続いています。19条には市町教育支援・人事担当の分掌事務として、この部分についても、従前は教育長決裁で規定していたものを、規則上位置づけようとするものです。

19ページの左のほうの第4章の「職制」ですが、第23条で規定の整備を一部させていただいています。20ページの第5号に「課長補佐」ということで、課長又は担当課長を補佐し、上司の命を受けてあらかじめ定められた事務を掌理する。第6号で「班長」ということで、班の事務を掌理し部下職員を指揮監督し、班の事務について課長又は担当課長を補佐するとしております。下段の「副課長」とございしますが、従前、いろんなグループに副課長ということで置いていたわけですが、グループを班

に改めて、班のトップを班長にさせていただきたいということです。

第7号は、「班長代理」ということで従前置いていない職ですが、新たに置く職としてあらかじめ定められた事務について班長を補佐するというので、班員の人材育成や班の事務のチェック機能の強化ということで、従前もグループの中でそういう役割は一定担っていたわけですが、職としてきちっと明示して役割をきちんと持たせようというものです。

第24条は、地域機関ということで、埋蔵文化財センターですが、第2号で副所長を新たに置くということと、第4号で課長代理、本庁の班長代理に相当する者を設置させていただきたいというものです。

第25条が職の設置ですが、新たに置きますのが21ページの真ん中のほうにあります「子ども安全対策監」ということです。いじめ問題については、8月から9月の緊急調査、それ以降の対応、従前から月例報告ということで個々の対応をしていましたが、新たに職を設けて、そういった緊急に対応を要する事案や、来年度予算も踏まえて学校や市町教育委員会の支援の必要な部分について、生徒指導課との役割分担をして新たに職を置いてきちっと対応をさせていただきたいというものです。

あと、23ページ以降は関係規則の対応となっていますので、説明は割愛させていただきます。

【質疑】

委員長

議案第54号はいかがでしょう。

知事部局もこういう形で名称は変えていくということなんですね。

教職員課長

ご指摘のように、知事部局も組織運営全体、この際、課の中の最小組織についてどういうものかというのを、年齢構成も従前と比べて大きく変わる中で、人材育成やいろんなチェック機能の、より一層の強化が求められる中で議論をされていて、教育委員会事務局においても同様の趣旨がございますので、知事部局と同様の趣旨での改正をさせていただきたいというものです。

委員長

という規則案ですが、いかがでしょうか。丹保委員。

丹保委員

いろんな名称が変わりますね。以前も総括とかっていろいろなことがありましたが、それがいわば昔の言い方になるんですが、なぜそういうふうに変えるのですか。

教職員課長

このグループというものは、三重県庁においては平成10年度から設置をさせていただいています。それ以前の平成9年度までの組織は、部があって次長がいて、課があって、課長がいて、課長補佐がいて、係長がいて、主査がいてというような形で、そのときの課題認識としては、意思決定に相当時間がかかってしまうということ、階層が多いということ、課の中での相当きつい縦割り意識が働いていたこと、係に事務が分掌されていたということがありました。そのときに係を廃止して大きく緩やかに

グループという形でくくって、人数も従来の係に比べると相当多くなりました。どちらかという、個人がしっかり意識を持って仕事をしようという意味合いも込めて、まず、個人に課の仕事を割り振る中で緩やかにグループとし、ただ、グループを代表するものとしてグループリーダーを設置したということがございました。

しばらくそういう形で組織を運営してきたわけですが、確かに意思決定が迅速になったり、人材育成が図られつつありますが、一方で、現状としては、例えば管理職になる前の職制をどういう形で経るかといったときに、現行でしたらグループの副課長になるまでは、一応グループ員一律という形がございます。そうすると、いきなり副課長、次に管理職ということでは、なかなかマネジメントの機能を発揮しがたいと。加えて、いろんな場面でチェック機能の一層の強化が求められる事案も生じているということと、それから、年齢構成も事務職員のほうも相当高齢化しているということで、そういった課題を踏まえて、グループを改めて班にするということと、新たな職として班長が代理をすることになるんですが、課長補佐という職を置いて、課長が不在のときの一定の対応や、課の中の総合的な判断の必要な部分について共通認識を図るということと、それから、班の中に班長代理をきちっと位置づけて、その者が一定の部分、班の中の仕事のチェック機能を果たす、あるいは、班員の人材育成の一定の役割を担うということで、これまでの経緯と現時点での課題を踏まえて、こういうような組織の形態にさせていただきたいというものです。

委員長

という今回の組織改正の目的について、今ご説明いただきましたが、いかがでしょうか。

ある意味、永遠の課題ですね、ピラミッド型の組織にするのか、それともフラット型の組織にするのかは。確かにおっしゃるようにフラット型の組織にすればするほど、今度は管理職をどう選んでいくかということと、責任の所在の話がピラミッド型の組織だったら、そこははっきりしますが、職員はピラミッドの中でしか動かないという、組織論の永遠の課題のような気がします。だから、もう一度両方設置して、みたいな形にしてみようかというねらいでもあるんですよね。

教職員課長

今回の組織改正にあたって、その意味をきちっと事務局職員に説明もして、それぞれの職の者はもちろんですが、周りの者もその組織を置いた意味合いを認識して業務にあたることが一番大事だと思いますので、引き続き、その面については努めていきたいと思っています。

委員長

他、いかがでしょうか。

前田委員

委員長が今おっしゃられたとおりでとは思いますが。どちらも良い部分、それから、どちらもちょっとところがあるかと思っています。

問題は、そこに従事される、執行される方のモチベーションといいですか、やる気といいですか、そのことによってデメリットの部分を補完できていける可能性も私はあると思います。

それと、これはスタートダッシュが大切だと思います。私の会社もそれは悩んでいる問題なんです、従事される方がその気になって機能させるというのが一番成功の秘訣かと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

そうですね。最終的には組織は人だというふうには思いますね。
よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

議案第59号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与課長説明）

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案

平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年3月25日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

それでは、2ページをお開きください。附則につきましては、平成18年4月において大幅に給与を改定したことに伴い作られた附則です。その切り下げたときに現給保障と申しまして、それまでもらっていた給料については、その額をずっと保障するという形でどんどん昇給すると、それを追い越していく形のものになります。ですから、追い越さないうちはいつまでも現給保障の形で補填をしておりますが、現在もそれは続いている方がおられるという中で、しかしながら、財源のこともございますので、今回、今年の4月から1年度に関しては、その補填の部分の100分の100を保障していきますが、26年度から段階的に4分の1ずつ、その保障部分を無くしていき、平成29年度からは全くないという形になります。そういうふうな形で給与の切り下げにはなりますが、それをお諮りするものです。これにつきましては、一般の異動のものについては、前々回、2月15日の委員会でお諮りをし、条例として提案してございます。

今日、お諮りするの規則ということで、その一般のルール以外のところの方々、つまり一般の方々と同じように来られましたが、調整を受けている方、例えば割愛の方、職種、給料表間をそのときちょうど4月1日でもたいで異動されたような方、そういう方も均衡上、差額が現給保障されているわけです。その方も同じように調整を

しないとバランスが取れないという中で、今回、規則でその方々についても調整を図るものです。

見ただけではなかなか分かりにくいですが、改正の第4条については、附則の第8項を変えるものですが、これが給料表を異にして異動された方々等のための調整を、この2ページにあるような形で改正をしていくということになります。改正の第4条の2項については、特定職員の方々ですが、特定職員は今該当者はいませんが、これは給料表間の異動があり、かつ、降格したとか休職した方々が受けているものについても調整をするものです。

4ページで改正第5条もありますが、こちらが割愛採用によって18年の4月に来られた方についても、その差額について現給保障をしておりますので、そういう方も今回、段階的に保障の部分を削減しようというものです。

【質疑】

委員長

いかがでしょう、議案第59号ですが。

そうすると、具体的に対象になる人は、現在のところは、先ほど特定の人はいないという話でしたが。

福利・給与課長

教員の場合は、給料表の渡りが少なく、結構今でも千数百人おられ、その内の中で特に均衡上、今回こういう対象になる方は10分の1もないかと思っています。そういう方がおられますので、均衡上一緒に合わせています。

委員長

という案であります、よろしいでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。—

・審議事項

議案第60号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与課長説明）

議案第60号 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成25年3月25日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2ページをお開きください。国等において人件費の削減という中で、特に50歳代

にさしかかる職員の給与を下げる、特にここの間の公民格差が甚だしく、下げよという中で、給料表の中で昇格ですが、2級から3級、3級から4級と渡る形のものがあります。このときに2級から3級に渡るところを、若干ずつ給料の渡る先を少し減らしながら、その内容にしようということで、昇格時において移る号数を少しずつ下げるといったことがあります。そういうことをお諮りしたいということで、これも行政職員等については、前々回の2月15日にも規則でお諮りをしました。今回は現業職員の分です。現業職員の給料表において、同じような形をバランス上取らせていただきたいということで、先般、労使交渉もございましたが、その中で協議をしたものです。

それで、改正案としては、3ページは2級から3級に移る場合、つまり2級の一番最高号給が97号ですが、そこから手前の上位17号給というところにさしかかったところから、3級に移った場合、いくつになるかというところなんです。ですから、81号から97号のところ、具体的には88号、91号、92号、94号、95号、96号、97号のところマイナス1号、現行よりも下げさせていただく内容です。

今、現業職員は、もし18歳で入られたとして、ストレートでは30歳で2級から3級に移りますので、通常、ストレートで来られる方については適用がここまでないということですが、もし遅く採用されると、ここら辺が若干該当があるということになります。現在、この対象者はいないということですが、仮に将来生じた場合は、そういうことになってまいります。

4ページでは、3級から4級に移ります。3級から4級に移るのは、55歳以上のところで要件を具備した方ですが、この場合も3級は最高号給が137号であり、ここから上位17号給ですので121号から137号のレンジにさしかかったときに、もし昇格をするということであれば、そのまま横滑りの4級の96号から105号に移っていこうというものです。今は改正案で申し上げましたが、現行から改正案に下げさせていただくということです。例えば、今ですと121号で97号ですが、改正案では96号で1号減らさせていただき、最高号給のところでは8号給下がるという形で、傾斜をかけて減らさせていただいております。こういう形で規則を行政職に合わせた形で削減をさせていただく規則です。どうぞよろしく願いいたします。

【質疑】

委員長

という議案第60号ですが、これについていかがでしょうか。

丹保委員

具体的に金額で言うとどれぐらい下がるんですか。さっき8号給下がるとかおっしゃってましたが。

福利・給与課長

金額は現在、2級の97号から移る場合、一番最高号給ですが、2級のほうは2～3,000円くらい下がるというところなんです。2級の81号、現行、メリット部分が今は18,800円のところ、17,200円程度になるので、1,600円程度下がることになります。それから、3級から4級に移る場合は、今、4級の97号で計算すると、現行では昇格時に9,400円のメリットがあるわけですが、これが5,200

0円に圧縮されます。最高号給のところでは、今メリットは10,100円ですが、8,800円ほどに下がることとなります。

委員長

ただ、現状では該当者は3級から4級についてはいないという話でしたかね。

福利・給与課長

3級から4級については数名おられます。

委員長

3級から4級でも数名いらっしゃるんですか。

福利・給与課長

2級から3級は該当者はありません。

委員長

2級から3級がいないということですね。

丹保委員

こういうのを決めたのは少し前ですよ、この方向を決めたのは。今、給料を上げろ上げろという話がありますが、いずれは上がってくるんでしょうか。

福利・給与課長

私の職務では何とも言えませんが、世の中の動向はございますので、そうあってほしいとは思っております。

丹保委員

ぜひ我々としても期待したいですね。

委員長

ただ、公務員の給与の決め方が今後変わっていきますでしょう。そのところどうなんですか。

信田次長

今回の場合ですが、国においては人事院が決めますし、県においては人事委員会の勧告が10月に今年度分は行われてきますので、今、民間はボーナスのアップとかいろいろございますが、そういったものは来年度の調査の中で反映されていくものと思っておりますので、10月の勧告まで分からないかという気はいたします。国は8月の人事院勧告によるものとなっております。

丹保委員

今、国は下げろ下げろと言ってますので、ちょっと元気がなくなってきてるんじゃないかという気もするので、今、民間が上がってくるので、民間が下がってればそんなことは言えませんが、全体が上がってきてるので、そういう方向にいくといいなと思ったものですから。

信田次長

勧告の結果によると思います。

委員長

よろしいでしょうか。

【採決】

ー全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。ー

・審議事項

議案第 6 1 号 平成 2 6 年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針（案）について

（非公開）

高校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 6 2 号 三重県指定文化財の指定について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 6 3 号 三重県文化財保護審議会委員の任免について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 6 4 号 三重県社会教育委員の任免について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 5 8 号 専決処分の承認について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 5 5 号 職員の人事異動（事務局）について（非公開）

議案第 5 6 号 職員の人事異動（県立学校）について（非公開）

議案第 5 7 号 職員の人事異動（市町立小中学校）について（非公開）

報告 1 平成 2 5 年度事務局職員の人事異動報告について（非公開）

報告 2 平成 2 5 年度県立学校教職員の人事異動報告について（非公開）

報告 3 平成 2 5 年度市町立小中学校教職員の人事異動報告について（非公開）

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。また、全委員が本報告を了承する。